

一般財団法人都市技術センター助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 一般財団法人都市技術センター（以下、「当財団」という）は、大阪府内市町村の下水道の適切な維持継続のための人材育成とより一層の下水道事業促進を支援するため、下水道事業に従事する職員等が参加する研修、講習会等の参加費用及び大阪府内の自治体等が行うPR・啓発事業等に対して助成金を交付することができる。助成金の交付については、別に定める助成金交付規程（以下、「規程」という。）によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成金交付の申請)

第2条 対象者は、助成金交付の申請をする際は、助成金交付申請書（様式第1号）を作成し、理事長に提出しなければならない。

(助成金交付決定にかかる審査基準)

第3条 理事長は、対象者より前条による申請書が提出された時、以下の基準に基づき審査を行う。

1 下水道に関する公的団体等主催の研修、講習会への参加事業

- 一 事業の内容が下水道事業に関するものであること
- 二 事業の内容が自治体等の下水道事業に従事する職員等を対象としていること
- 三 事業の内容・目的が下水道に関する知識の習得及び技術力の向上に関するものであること
- 四 事業の目的が当財団の定款第3条（目的）に沿っていること
- 五 参加する研修内容・目的が事業の内容・目的に沿っていること
- 六 主催する団体が公的又は営利を目的としない団体であること
- 七 その他、規程、要綱等に沿っていること

2 下水道に関する広報啓発活動事業

- 一 事業の内容が下水道事業に関するものであること
- 二 事業の内容・目的が下水道事業の理解促進に繋がるものであること
- 三 事業の目的が当財団の定款第3条（目的）に沿っていること
- 四 その他、規程、要綱等に沿っていること

(助成金交付決定の通知)

第4条 理事長は、規程第7条による助成金交付決定の通知は、助成金交付決定通知（様式第2号）で行うものとする。

(実績報告書)

第5条 対象者は、規程第9条により、助成の対象事業が終了したときは助成金事業実績報告書（様式第3号）を作成し、速やかに理事長に提出しなければならない。

(助成金額確定の通知)

第6条 理事長は、規程第10条により交付金額を確定したときは、助成金額確定通知書(様式第4号)を速やかに対象者に通知するものとする。

(請求と交付)

第7条 対象者は、前条による通知を受けたときは、請求書(様式第5号)を理事長に速やかに提出するものとする。

2 理事長は、対象者から助成金の請求書により確定した助成金を交付する。

(助成金の交付決定の取り消し及び助成金の返還)

第8条 理事長は規程第12条に基づき、助成金の交付の決定を取り消した際、すでに助成金が交付されているときは、当該自治体等は10日以内に返還するものとする。

(要綱の改廃)

第9条 この要綱の改廃については、理事会の承認を得るものとする。

(附 則)

この要綱は平成29年7月18日から施行する。